

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除をうけるためには、納付したことを見証する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1

日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が郵送されます。

証明内容は、その年の1月から9月末日までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

年末調整や確定申告をされる場合には、この証明書（または領収証書）が必要です。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。

[問い合わせ先]

■控除証明書専用ダイヤル

※平成25年11月1日から平成26年3月14日まで

TEL 0570-070-117

■050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合

TEL 03-6700-1130

※おかげ間違いにご注意ください。

可燃ごみの減量にご協力をお願いします

南部町では、年間約2,400トン以上の可燃ごみがクリーンセンターで焼却されています。

可燃ごみとして焼却されているごみのうち、50%が紙・布類、20%前後が生ごみです。

分別をすれば、資源として生き返らせることが可能なものが含まれていたり、捨て方を工夫すればごみの量が削減できるものもあります。

このため、平成25年1月1

日から9月30日までの間に国

民年金保険料を納付された方

については、「社会保険料（國

民年金保険料）控除証明書」

が郵送されます。

[問い合わせ先]

町民生活課 環境衛生室

TEL 64-3781

【可燃ごみを出すときの注意点】

●再利用できる紙ごみは古紙

類に出す。

●食品トレー・ラベルは軟質

プラスチックに出す。

●マイバックを持参したり、

ごみになる過剰包装は断る。

●生ごみは水気をきる。



国の教育ローンをご活用ください

町では生ごみの減量について、電動生ごみ処理機の無料貸出、購入補助金、団体補助金等を交付しております。

くわしくは環境衛生室までお問い合わせください。

今後とも、ごみ減量化に一層のご協力をよろしくお願ひいたします。

融資対象の学校と利用できる世帯の年収に要件があります。詳しくは左記へお問い合わせください。

【融資限度額】学生・生徒一人につき300万円

【利率】年2.55% (平成25年9月11日現在)

【問い合わせ先】

日本政策金融公庫「国の教育

ローン」コールセンター

TEL 0570-0008656

または

TEL 03-5321-8656

